平成２３年（フ）第５号
福島県郡山市菜根１丁目13番24号
債務者　妹尾　宣夫
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６号
福島県郡山市菜根１丁目13番24号
債務者　妹尾美恵子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９号
福島県郡山市安積町笹川字蜂田33番地の２
レオパレスミリオンハイツ105号
債務者　新垣　　満
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
千葉県柏市若葉町５番14号　ジュネスコート201号
債務者　渡部　純子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３６号
千葉県我孫子市東我孫子１丁目31番２―301号
債務者　倉岡　千代
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８号
千葉県松戸市栄町西１丁目821番地　戸張荘２Ｆ
債務者　佐藤　　廣
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５８７号
愛知県愛知郡長久手町段の上1103番地　エバー段乃上110号
債務者　竹山　真美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６９号
愛知県半田市大池町１丁目47番地　ツインハイムエクセルＡ棟206号
債務者　上山　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３２号
神戸市北区有野町有野1250番地１―２ナルチーゾⅡ105号室、従前の住所神戸市北区有野町有野447番地の１シャーメゾン有野Ａ103号
債務者　木場裕美子（旧姓勢）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４９号
兵庫県三田市すずかけ台４丁目４番地１　３棟301号
債務者　西坂　章秀
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５０号
兵庫県三田市すずかけ台４丁目４番地１　３棟301号
債務者　西坂　省三
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７２号
神戸市長田区二葉町10丁目３番17号　二葉マンション502号、従前の住所神戸市垂水区川原２丁目１番23号
債務者　楢崎　友子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７号
神戸市須磨区松風町３丁目１番１―1308号
清水とし子方、住民票上の住所神戸市中央区御幸通３丁目２番４―225号
債務者　井上　寛和
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０号
神戸市灘区新在家南町３丁目１番28―302号
債務者　宗和　正行
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４４号
兵庫県加古川市加古川町稲屋971―５　有限会社林興産内、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番27―412号
債務者　米嶋　裕二
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２８６号
大阪府高槻市黄金の里１丁目14―８　高槻黄金の里特別養護老人ホーム内、前住所大阪府高槻市大蔵司１丁目７番１号４棟310号
債務者　幡山　一夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部